

京都市告示第437号

京都市嵐山観光駐車場の指定管理者である一般財団法人京都市都市整備公社からの申請を受け、有料供用時間について、京都市観光駐車場条例第3条ただし書の規定に基づき、次のとおり変更します。

平成26年12月5日

京都市長 門川 大作

駐 車 場 名	期 間	変更有料 供用時間	現行有料 供用時間
京都市嵐山 観光駐車場	平成26年12月12日 から 平成26年12月21日 まで	午前8時から 午後9時まで	午前8時から 午後5時まで

(建設局自転車政策推進室)